

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	公平委員会
処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止		
根拠法令(条例等)	地方公務員法(昭和25年法律第261号)		
根拠条項	<p>(職員団体の登録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があったとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。</p> <p>7～10 略</p>		
処分基準	<p>地方公務員法第53条第6項に規定されている次に掲げる場合に該当したときは、60日を超えない範囲内で職員団体の登録の効力を停止し、又は職員団体の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき。</p> <p>(2) 登録を受けた職員団体について地方公務員法第53条第2項から第4項までの規定に適合しない事実があったとき。</p> <p>(3) 登録を受けた職員団体が地方公務員法第53条第9項の規定による届出をしなかつたとき。</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	平成8年7月18日(令和5年4月1日最終変更)		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	公平委員会
処分の概要	職員団体規約の認証の取消し		
根拠法令(条例等)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)		
根拠条項	<p>(認証の取消し)</p> <p>第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。</p> <p>(1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)</p> <p>(2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。</p> <p>(3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。)</p> <p>(4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。</p> <p>(5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。</p> <p>(6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			

関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	